

岡山県とNPOとの協働の手引き

平成17年2月21日

岡山県

は じ め に

岡山県では、県政の基本目標である「快適生活県おかやま」の実現に向け、「おかやま」ならではの個性と魅力にあふれ、県民が真に豊かさを実感できる、夢と希望あふれる岡山県づくりを推進しています。

そして、その目標を達成するためには、「新世紀おかやま夢づくりプラン」に掲げるとおり、県・市町村の連携はもとより、県民、ボランティア・NPO、企業など多様な主体による協働 - 複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること - が必要不可欠と考えています。

こうした中で、県は、パートナーシップ社会の構築を目指し、県民力を結集する核として、協働のための環境整備や活動支援などの役割を果たすとともに、多様な主体との協働を進めているところです。

とりわけ、行政と並ぶ新しい形の「公共」の担い手ともいわれるNPOとの協働については、さまざまな形態による協働事業をさらに積極的に、全庁をあげて推進していく必要があると考えています。

そのためには、新しい市民社会の中で行政とNPOがどのように連携していくべきかという基本認識や、新たに協働事業を行おうとする際の標準的な手法について、県としての考え方を統一することが重要です。

平成15年に策定した第3次岡山県行財政改革大綱では、複雑・多様化する県民のニーズに対して迅速かつきめ細やかな行政サービスを提供するためにボランティア・NPOとの協働を推進するとした上で、協働推進マニュアルの策定などを行うこととしています。

そこで、このたび、協働事業の実施に当たる県職員のガイドブックとするとともに、協働の相手方となるNPO関係者をはじめ市町村、企業などの方々の参考にしていただき、「パートナーシップ社会おかやま」への大きなステップとなることを念願して、この「手引き」を策定いたしました。

この「手引き」は第1版であり、今後、県とNPOとの協働が進展していく中で、さらに内容の具体化や再検討を重ね、より使いやすいものにしていきたいと考えております。

最後に、「手引き」作成に携わっていただいた「岡山県ボランティア・NPO協働推進委員会」の委員の方々をはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただいた県民の皆様、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成17年2月

岡山県知事 石井正弘

目 次

協働への背景	1
N P O について	
1 ボランティア・N P O とは何か	3
2 この手引きにおけるN P O の定義	5
3 県内のN P O の現状	7
岡山県とN P O との協働について	
1 協働の必要性	8
(1) 行政とN P O の特性	
(2) それぞれの立場から見た協働の必要性	
2 協働の基本原則	1 1
(1) 目的共有の原則	
(2) 対等の原則	
(3) 相互理解の原則	
(4) 情報公開の原則	
3 協働への課題	1 2
(1) 相互理解の不足	
(2) 協働を前提とした行政運営	
(3) N P O の成長とその支援	
4 協働事業の進め方	1 4
(1) 協働の領域	
(2) 協働の形態	
(3) 相手方の選定	
5 協働事業の評価	2 2
(1) 評価のあり方	
(2) 評価の方法	
協働を促進するための環境整備について	
1 全庁的な協働体制の構築	2 5
(1) ボランティア・N P O 協働推進庁内連絡会議	
(2) 県民生活課	
(3) 県民局	
2 ボランティア・N P O 活動への支援	2 6
(1) 岡山県の取組状況	
(2) 岡山県ボランティア・N P O 活動支援センター(仮称)	
3 多様な主体との協働	2 8
資料	
1 岡山県におけるN P O のデータ	
2 評価シート記入例	
3 岡山県ボランティア・N P O 協働推進委員会設置要綱等	
4 公募型プロポーザル方式による委託例：パートナーシップ推進事業	

協働への背景

今、なぜNPOと行政との協働が強調されるようになってきたのでしょうか。「協働」という概念を理解するためにも、行政とNPOとの協働が注目されている理由を整理しておきましょう。

1 ニーズの多様化と複雑化

少子高齢化が進む中で、福祉の分野に代表されるように、人々のニーズは、急速に多様化、複雑化、個別化しています。また、一方で、環境問題、難民問題、人権問題等は、一国の能力を越えてグローバル化した問題を提起しています。

行政は、従来からの統治スタイルでは対応できない、あるいは政策形成範囲を越えたところで問題解決を迫られるという状況に直面しているのです。

こうした時に当たって、行政には、自由に、かつ機敏で、きめ細かいサービスが提供できるNPO、国境を越えて活躍するNGOとの協働が求められています。

2 市民参加から住民主体へ

「市民参加」という言葉は、現在ではごく自然に使われています。しかし、この言葉は、これまでのところ、市民の主体的な行政参加を意味するのではなく、行政主導による市民の行政参加を意味するものでした。

様々な行政制度の枠の中での市民参加や、形式的な市民参加では、新しく芽生えてきた市民活動の参加スタイルとは、今や、相容れないものとなってきています。そこで、「住民主体」を旨とした、市民と行政との新しい関係のあり方が問い直されるようになってきているのです。

3 行政の財政力の低下

高度成長期には、潤沢な財源で政策を推し進めてきた行政も、現在では、どの自治体においても深刻な財政難に直面しています。そして、昨今の「地方分権化」と「行政改革」が進められる中、行政がこれまで担ってきた公共サービスの、量的・質的担保が緊急の課題となっています。そこで、こうした課題を解決する手段として、行政とNPOとの協働が有力な問題解決の糸口となってきます。

4 市民社会(Civil Society)の興隆

市民社会とは、従来、社会を支えてきた行政(第1セクター)と企業(第2セクター)に加え、市民(第3セクター)が共に役割を担ってい

くという、新しい社会構造をいいます。

市民社会においては、社会やコミュニティに対して、構成員としての自覚と責任をもった個人や団体、すなわちボランティアやNPOが、自ら問題解決能力を持ち、社会参加を果たすようになります。ここに「新しい公共性」という概念が登場してくるのです。つまり、公共は行政のみが担うべきものという従来の概念から、市民自らが、行政の働きとは異なった手法で問題解決を進め、公共のある部分を担うという働きです。こうした動きは、阪神・淡路大震災以来、急速に強まり、ボランティア・NPOという言葉が社会的認知を得る契機ともなりました。

市民社会の興隆は、世界中で、様々な形で社会変動と変革をもたらし、行政とNPOとの新しい関係を生み出しています。ともに「公共」を担い合う両者の相互関係は、たとえば、巨大な中央政権の崩壊した東欧諸国では、NPOが行政の「代替」となり、小さな政府を目指す欧米では、行政を「補完」とするといったように、その国や社会の状況によって姿形を変えています。そして、今、日本では、行政とNPOとの「協働」が問われているのです。

ワンポイント

「新しい公共性」について

たとえば、平成16年版国民生活白書では、このように記述されています。

- これまで国や地方公共団体といった「官」が創りあげてきた単一の「公共」に対して、上記の福祉やまちづくりなど（福祉、環境、教育、交通、まちづくりなどといった領域）における特定の問題に関心を持ち目的を共有する人々が自発的に活動して創り出す「公共」はいくつもあり、それらが複層的に存在するような状況は新しい形の「公共」と言えるのではないか。 -

NPOについて

1 ボランティア・NPOとは何か

「ボランティア」という言葉は、ラテン語の「Voluntas：自由意思」を語源として、フランス語の「Volunte：喜びの精神」、英語の「volunteer；志願する」へとつながっていったものです。一般的には、ボランティアとは「自由意思で喜んで奉仕活動を行う人」と解せます。

また、「NPO」は、英語の「Non Profit Organization」の略称ですが、日本では、民間非営利活動組織（団体）と訳されています。

どちらかというところ、ボランティアは活動を行う個人に着目し、NPOは継続性を持った組織に着目した言葉と言えますが、双方に共通する活動の特徴は、次のようなところにあります。

- 1) 自発性・自立性に基づく社会奉仕・社会貢献活動である。
- 2) 見返りを求めない一方向的な非営利活動である。
- 3) 社会ニーズに迅速、柔軟に取り組める。
- 4) 行政や民間企業が及ばない先駆的・多元的な活動を行える。

ワンポイント

「非営利」組織では、報酬や対価を受け取れない？

NPOでも、全くの無償で活動することばかりではありません。提供する物やサービスについて、適正な対価を受け取り、社会貢献活動のための必要経費に充てることができます。そうでないと、NPOの多くは活動を続けられません。

必要経費には、職員の給与などの人件費も含まれます。社会貢献活動に携わる人でも、その人の専門知識、経験、活動に従事する時間などを考慮して、適正と思われる額の範囲内で、報酬を受けることは問題ありません。

「非営利」組織が会社などの「営利」組織と異なる点は、収入から経費を差し引いて利益が残った場合に、NPOの役員や会員が、それを自分のものとしてはならない、必ず社会貢献活動に使わなければならないということなのです。

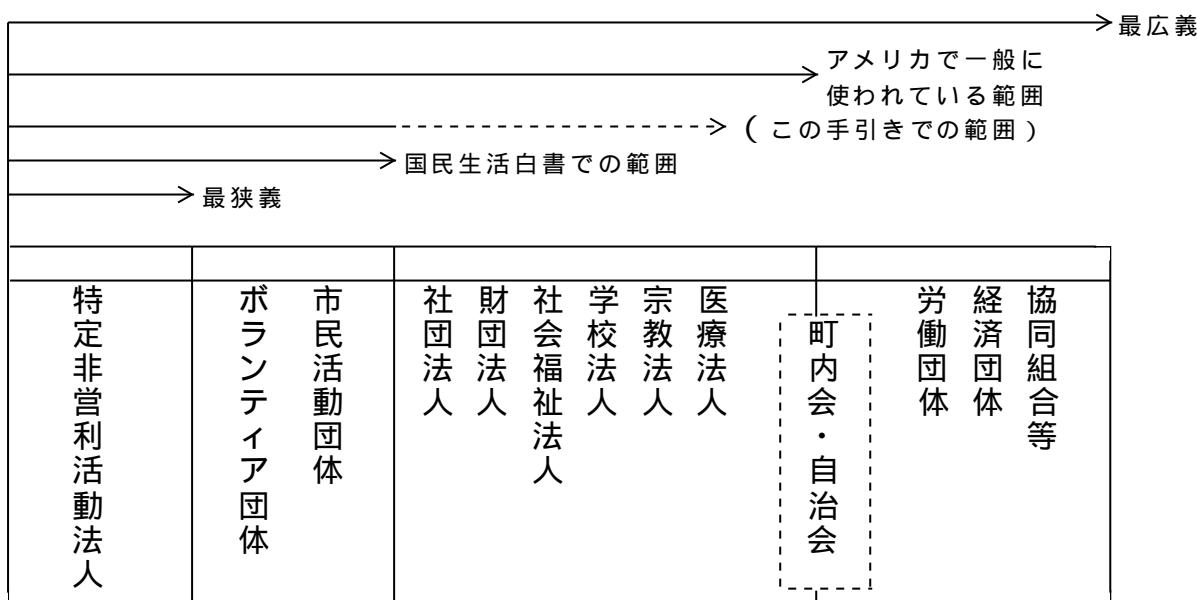
平成12年10月に岡山県が策定した「県民(みんな)の力で県民(みんな)が輝くはればれ岡山～岡山県ボランティア・NPO活動の促進に関する基本指針」では、岡山県において支援すべきボランティア・NPOを、「不特定多数のものの利益の増進のために、自発的・自立的に社会貢献活動を行う非営利活動組織(団体、グループを含む。)」と定義しています。

この手引きでは、ボランティア団体を含めた「NPO」との協働について考えていくこととします。

2 この手引きにおけるNPOの定義

NPOといっても、その定義は狭いものから広いものまで様々であり、定義の仕方によって、NPOに含まれる組織・団体の範囲が異なります。

平成12年版の国民生活白書では、最狭義から最広義までの範囲を、次のような図でまとめています。



備考 まれに地縁組織である町内会や自治会をNPOに含めるときがある。

参考：平成12年版「国民生活白書」(経済企画庁編)

この手引きにおいて、NPOとの協働を考える場合の「NPO」は、上図のとこの団体と、この団体の一部を含むものとしします。

特定非営利活動法人：

平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法(略称NPO法)に基づき、行政庁が特定非営利活動法人として認証した団体です。いわゆるNPO法人と呼ばれるものです。

ボランティア団体・市民活動団体：

目的も活動もNPO法人と同じような団体であって、法人格を持たないものです。NPO法の認証要件を満たさないもの(会員数が10人未満など)のほか、法人格がなくても活動上支障がないとして、あえて手続をしない団体もあります。

社団法人～医療法人：

民法上の公益法人と、民法以外の特別法に基づいて設立される公益を目的とする法人(NPO法人を含め、「広義の公益法人」と総称することがある。)です。

これらの法人も、公益を主な目的とする民間団体という意味では、NPOの範囲に含まれます。

ただし、それぞれの準拠する法律によって設立の目的等が限定されているため、県が協働の相手方を求めようとするとき、その分野によってははじめから対象外とされるものもあります。

労働団体・経済団体・協同組合等：

営利目的ではありませんが、一般的な意味での公益でもなく、構成員相互の利益（共益）を主な目的とする団体です。この手引きにおいては、NPOには含めません。

町内会・自治会：

性格としては の共益団体に近い地縁組織です。ただし、多くの地域で、町内会や自治会等のコミュニティ組織は地域社会の基盤をなしており、こうした団体における共益の追求は、社会全体の公益につながりやすい特色を持っています。

ワンポイント

「NPO法人」と「法人でないNPO（任意団体）」との違いは？

NPO法では、法定の要件を備えれば、誰でも、比較的簡単な手続で、NPO法人を設立できるようになっています。

法人のメリットは、権利や義務の主体になれるというところにあります。任意団体では、財産所有や契約などは、代表者などの個人名で表示するしかなく、その個人が思いがけない事情で団体活動を離れた場合など、活動の存続に支障をきたすことがあります。その点、法人であれば、継続性の面では、より高い信頼が得られます。

一方、法人になれば、行政庁に事業報告等を毎年度提出する、法人としての各種税金を納付するなど、一定の義務を負わなくてはなりません。

その他、情報公開や、ルールに沿った運営などは、法人・任意団体を問わず、NPOとして行うべきことですが、法人の場合は特に法律で明記されています。

ただし、行政庁の「認証」を受けて法人になったからといっても、それだけでNPOの「質」が保証されるわけではありません。NPOの評価は、その活動と運営の実状に基づいてなされるべきものです。

3 県内のNPOの現状

現在、県内のボランティア団体・市民活動団体（NPO法人を含む。）の数は、調査の時点や方法によって必ずしも一定しませんが、概ね1,400程度と推定されます。

そのうち、NPO法人数は228法人（平成16年12月末現在；県知事認証分）で、全国の都道府県中22番目となっています。

また、県内に民法上の公益法人（県知事・教育委員会所管）は422法人、社会福祉法人は363法人あります。

岡山県のNPO法人について、少し詳しく見てみましょう。

その約66%が、岡山市または倉敷市に主な事務所を置いています。

また、NPO法人は、どの種類の公益活動を行うかを、定款に必ず記載することになっていますが、その活動分野別で見ると、保健、医療又は福祉の増進を図る活動を掲げる法人が72.4%、子どもの健全育成を図る活動53.1%、社会教育の推進を図る活動46.9%、まちづくりの推進を図る活動45.2%など（複数記載あり）となっています。

会員数や職員数などの組織構成については、報告義務がなく、把握しにくいのですが、平成15年度に地方自治研究会（事務局：岡山県市町村課）が県内のNPO法人に行ったアンケート調査（回答数46）では、

会員数は10人未満から500人以上まで千差万別だが、最も多いのは10人以上29人未満の法人（52%）

平均役員数は9人、平均職員数は6.4人。ただし、常勤職員が1人もいない法人が全体の37%あった。

平成14年度の年間収入は、10万円未満の法人が24%ある一方で、1,000万円以上も19%あった。

という結果が得られました。

岡山県とNPOとの協働について

1 協働の必要性

第1章「協働への背景」で述べたように、個人または団体としての市民、すなわちボランティア・NPOが、行政と並んで「公共」の新たな担い手となる時代が始まりつつあります。岡山県でも、市民活動の成熟とともに、新しい市民社会における行政とNPOとの関係、特に両者の協働の重要性が広く認識されていくこととなります。

県の一般事務事業評価においても、既に協働の視点が導入されていますが、今後、あらゆる分野において、各担当者がさらに積極的に協働に取り組んでいく必要があります。

(1) 行政とNPOの特性

県（行政）とNPOは、いずれも公益を増進するために活動している自立的な組織ですが、それ以外の点では大きく異なっています。協働を考える際は、まずお互いの特性の違いを理解する必要があります。

	県（行政）	NPO	協働のメリット
活動範囲・サービス	活動範囲が確定 均等・公平なサービス	活動範囲が自由 個別的・個性的なサービス	サービスの組み合わせによる県民の満足度の向上
活動組織	組織は担当分野ごとに専門分化	組織形態は自由	新しいニーズ、緊急のニーズへの迅速な対応
活動を支える体制	責任体制が明確	個人の力に負う部分 が大きい	信頼性、安定性の保障 と自由な発想・行動の 相互補完
収入	収入が比較的安定	収入の安定性は低い	事業運営の確実性
支出	議会で議決された 予算に基づく支出	柔軟な支出ができる	ニーズの変化に対する 即応性

(2) それぞれの立場から見た協働の必要性

行政側

- ・ 行政サービスの質の向上
NPOの有する先駆性、専門性、個別性等を取り入れることにより、多様化する県民のニーズに合わせ、従来の行政の枠を超えた、より質の高いサービスを提供できます。
- ・ 行政システムの効率化
NPOと県とがそれぞれの担う役割を明確にした上で協働していくことにより、県本来の機能を集中して強化できます。
- ・ 行政の体質改善
それぞれ独自の使命感や行動原理を有するNPOとの協働を通じて、職員が多様かつ柔軟な発想や行動力を培うことができ、県職員の意識改革と資質向上につながります。

NPO側

- ・ ミッションの効果的な実現
NPOが自ら掲げるミッション（社会的使命）を、行政の資金力や組織力等を利用することで、より効果的に実現することができます。
- ・ 活動の円滑化、組織・財政基盤の強化
信頼性の高い行政と協働することで、NPOへの社会的な理解や評価が高まり、活動しやすくなります。また、理解や評価が進むことで、一般からの参加・支援が増加すれば、NPOの組織や財政基盤の強化にもつながります。
- ・ 公益実現の担い手としての成長
協働の積み重ねにより、NPOの活動の場や幅がさらに広がり、事業の積極的な展開が可能となり、新たな公益実現の担い手として一層の成長が期待できます。

県民

- ・ 公共的サービスの向上
県民にとっては、行政とNPOとが協働して公共的サービスを提供することにより、受けられるサービスの範囲が広がったり、よりきめ細かなニーズが満たされたりするようになります。
- ・ NPO活動への参加の拡大
行政とNPOとの協働事業の増加により、NPOの活動分野が広がれば、県民がNPO活動に参加する機会も拡大し、生きがい

づくりや自己実現の場づくりにつながります。さらに、新たな雇用の機会の創出に結びつく可能性も生まれます。

- ・ 県政への参画

行政と協働したNPOからのサービスを日常的に享受し、また、共感できるNPOに気軽に参加していくことを通じて、県民自らの社会参加意識が高まり、県政をより身近に共有できるようになります。

2 協働の基本原則

行政とNPOとは、公益の実現という大きな共通目的をもつとは言え、組織構成や行動原理等の異なる、それぞれ自立した団体です。したがって、協働の効果を十分に発揮するためには、次のような基本原則に十分留意しなければなりません。

(1) 目的共有の原則

行政とNPOとが協働を図る上で、もっとも重要とされるのが、相互の目的の共有です。双方の目的に共通点があることで、はじめて協働が成り立ちます。一方だけの目的のために他方を手段として利用する、あるいは、自らのミッションには関係ないことに、金銭的な目的だけで協力するなど、この原則に反しています。

(2) 対等の原則

行政側においては、NPOは行政の下請け、委託先等の機関との位置づけではなく、ともに公益実現のため活動する、対等な立場の組織として認識する必要があります。協働を、安易なコストダウンの方法と考えるのは間違っています。

NPO側においては、「行政の仕事をしてあげている」といった意識では、自らのミッションに役立ちません。また、行政の支援等を安易に要求することは、対等の関係を自ら否定することになりかねません。

(3) 相互理解の原則

協働のパートナーとして、お互いの目的、立場、特性を理解し、尊重した上で、短所を補い合い、長所を引き出し合って相乗的な効果を達成できるよう、十分に協議を重ねることが不可欠です。

これは、協働を開始する時点だけでなく、その途中、さらには協働関係の終了に当たっても言えることです。

(4) 情報公開の原則

相互の理解と協力に基づく協働関係が、緊張感を失って、馴れ合いや癒着に陥らないためには、協働のすべての過程を通じて、双方の関係が公開され、透明であることが必要です。

そのためには、たとえば、相手方の選定や協働事業の評価の際に第三者の視点を取り入れるとか、インターネットを活用して協働事業の進行状況を広く発信するといった手法も有効です。

3 協働への課題

これまで、県は、組織構成や行動原理の異なる団体と、対等の立場で協働してきた経験がありません。国や市町村は、所管事務や管轄区域は異なっても性格は似通った団体でしたし、民間の公益法人や営利法人への事務事業の委託等は、県が企画した内容を忠実に実施させ、適正な対価を支払うことが基本でした。

一方、NPOは、なんらかの社会貢献活動を行うことを共同目的として集まった市民の自主的な組織であり、行政の複雑な組織や、法令上の行動規範にはあまり関心を持たないできました。

こうした両者が、上で述べた4つの原則に従って、効果的な協働を行っていくには、現状ではいくつかの課題があります。

(1) 相互理解の不足

まず何よりも、県職員、NPOともに、もっとお互いを知る必要があります。

(行政職員)

- ・多分野にわたって広がるNPOの組織と活動について、理念と実態の両方から、先入観なしに情報を収集し、理解する。
- ・NPOの自主性、主体性を理解し、共通の目的を持つ対等のパートナーとして正しく認識する。

(NPO)

- ・自分たちの活動だけを考えるのではなく、これからの岡山県がどうあるべきかなど、社会全体を考えられる力を養う。
- ・NPOの側からも、県や一般県民に対して、より積極的に情報提供を行う。

そのためには、個々の協働事業に際して、事前の説明会や事後の報告会などを開催し、直接参加していない他の部署やNPOにも実践的な知識を広げていく努力とともに、平素から行政とNPOとがお互いを知り合い、日常的に情報交換や交流を行える場をつくることが重要です。

(2) 協働を前提とした行政運営

NPOとの協働を真に効果的に行うためには、県の業務執行の方法や手順も見直していく必要があります。

県から提案する協働事業については、事業の内容がほぼ固まってから相手方への協議や公募を行うのではなく、企画の段階からNPOの意見を聴いて事業を立ち上げる方がより有効です。

そのためには、県の様々な分野の担当者とNPOとが、事業化の可能性や時期等にこだわらず、自由に情報や提案を交換できる場を随時設けるなどの方策が必要になります。

また、NPOの方から協働を提案しようとする場合、縦割りの行政組織や予算編成、担当者の協働への理解不足などによって、提案意欲が起こりにくいということがあります。

全庁的な協働体制の構築、職員の意識改革が進み、いつでも、どの部署でも協働が可能になるのが最終的な目標ですが、それまでの過渡的な対策として、NPOと県庁内の各部署をつなぐワンストップの協働相談窓口が必要です。

さらに、今後、いろいろな分野で県と協働していきたいと考えるNPOから、あらかじめ情報提供してもらい、協働事業を企画する担当者が随時閲覧できるようプールしておくことも有効です。

ところで、協働を進めるに当たって、県の保有する個人情報の取扱いが問題となる可能性があります。協働事業において個人情報に触れる機会がある場合は、あらかじめ適切な取扱いについて取り決めをしておく必要があります。

(3) NPOの成長とその支援

NPO自身も、対等のパートナーという位置づけにふさわしく、自らの組織運営は人的にも財政的にも自立した上で、専門分野の協働事業ではむしろ県をリードするくらいの能力と自覚を培う必要があります。

また、県としても、NPOの自主性、主体性を損なわない範囲で、NPO活動全体の促進につながるよう、間接的、側面的な支援をさらに強化していくものとします。

4 協働事業の進め方

(1) 協働の領域

NPOと行政とは、常に協働の関係にあるわけではありません。それぞれが独自に行動する領域があり、また、協働する場合においても、一方が他方より多くの負担を引き受ける領域と、双方が同じくらいの負担を分かち合う領域とがあります。

協働の領域にあてはまる事業としては、行政とNPOが互いに短所を補い合い、長所を發揮し合って、よりよい県民サービスにつなげる事業、県の側から言えば、事業の実施に当たってNPOの専門性や先駆性、柔軟性、個別性、機動性などが生かせる事業であることが要件となります。

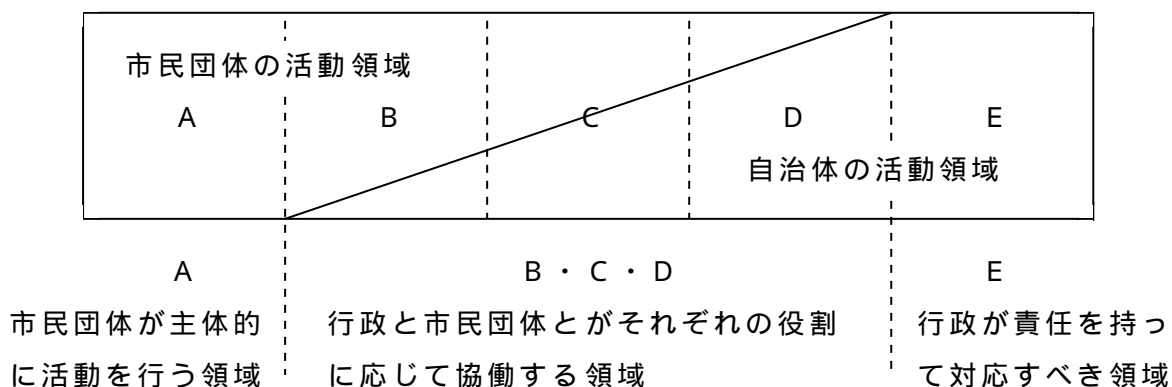
なお、それぞれの活動領域の区分は、固定されたものではなく、時代や社会の要請によって変動する場合があります。

初めは一部の層だけの事例として、NPOの対応する領域と考えられていたニーズが、実は社会全体に潜在していたことがわかって、行政が対応すべきものと認知されるケースもあります。

逆に、従来は行政が一律に対応してきた分野であっても、NPOの活動が盛んになってくれば、NPOによる対応を優先し、行政は補完的な役割に退いた方がよいと判断されるケースも出てくるでしょう。

下の参考図は、そのような流動性を含んだものとして理解してください。

(参考)



(出典:「時代が動くとき」 山岡義典)

(2) 協働の形態

実際に協働事業を行おうとする場合には、どのような形で協働するかについても検討する必要があります。

協働の形態としては、たとえば次のようなものがあり、事業の目的、内容、期待される効果等によって最も適切と思われる形態を選ぶこととなります。また、今後、協働事業が広く展開されていく中で、ここに挙げていない新しい形態も生まれてくると考えられます。

参画・提言

具体例：県の施策事業について、委員会、審議会、意見聴取会、審査会などを設け、NPOの意見や提案を生かす。

あるいは、NPOの側から、随時意見や提言を発する。

留意点：目的を明確にしておくこと。

委員等の選定基準についても、事前に情報公開すること。

NPOからの提言等について、形式にこだわらず、前向きに受け止める体制をつくること。

責任：NPO委員等からの意見に沿った決定を行ったとしても、判断は県が行ったものであり、責任は県が負う。

委託

具体例：県の所管事務に係る事業を、専門知識や実践経験の豊富なNPOに委託して実施する。

留意点：県からの委託については、NPOも営利企業も区別しない競争入札が原則であること。

ただし、事業の性質や目的が競争入札に適しない場合は、例外的に、入札によらない契約（随意契約）ができると解されている。なお、随意契約の場合であっても、委託可能な団体が複数あるときは、提案公募（公募型プロポーザル）方式により選定するのが望ましい。

責任：委託契約の中で責任の分担を定める。ただし、契約でNPOの責任となっていることであっても、対外的には県が責任を負わなくてよいということではない。

✍ ワンポイント

NPOへの委託 = 協働の推進？

行政とNPOとの協働の例として、事業の委託がよく取り上げられます。行政にとって比較的導入しやすい形態であるためか、事例もかなり出てきています。

参考までに、内閣府のアンケート調査によれば、全国の都道府県でNPOに委託して行われている主な事業には、次のようなものがあります。

イベントの実施	調査研究	専門的な相談事業
情報誌・刊行物の作成	自治体の施設の運営	

委託も確かに協働の一種ですが、事業目的も実施予算もすべて行政の領域で行われるものであり、NPOの自主性、自立性が十分に発揮されるとは限りません。

協働の成果を上げるためには、行政側が事業実施の手法や手順をすべて決めてから委託するのではなく、NPO独自の発想や創意工夫を事業に生かせるような仕組みが必要です。

なお、複数の相手方の中から受託者を選定する場合は、金額の多寡だけを基準とする一般競争入札制度よりも、事業内容や実施方法についてNPOから具体的な計画の提示を求めて相手方を決定する提案公募（公募型プロポーザル）方式の方が適しています。

さらに、行政全般にわたって協働の推進を図ろうとするなら、委託だけに偏らない、自由で多様な形態を検討する必要があります。

共催・事業協力

具体例：県とNPOとが共同して事業を行う。（実行委員会や協議会等を組織して行う場合を含む。）あるいは、一方の事業の実行に他方が協力する。

留意点：目的を共有できるかどうか、それぞれが十分検討し、協議すること。

役割分担、経費負担、責任の所在等について認識のずれが生じないように、明確に決定しておくこと。

責任：それぞれが、又は双方が連帯して責任を負う。（協定、規約等であらかじめ責任の所在を定めておく場合もある。）

補助

具体例：NPOが自ら実施する公益事業について、事業費の一部を県が補助金として交付する。

留意点：補助の趣旨、範囲、手続等を要綱などで明確に定めておき、適正に運用すること。なお、馴れ合いにならないよう、要綱はあらかじめ公開することが望ましい。

責任：直接の実施責任はNPOが負い、県は補助者として二次的責任を負う。

後援

具体例：NPOが事業を行うに当たって、県の後援を受ける。後援名義の使用によって一般参加者等からの信頼性を高める目的で行うことが多いが、広報への協力や、場所の提供、物質的援助など、実益を伴う場合もある。

留意点：後援の可否についてあらかじめ基準を設けておくこと。可能であれば全庁共通のものが望ましい。

責任：NPOが負う。県は後援の具体的内容により対外的な責任を負う場合がある。

その他

具体例：NPOが、県の設置する公の施設の指定管理者となる。

また、県の関連予算の説明会や、協働に関する県職員・NPO合同研修会等を開催する。

留意点：一般県民にも開かれた形での実施を心がけること。

NPOも、自らの情報を広く発信するようふだんから努めること。

責任：守秘義務、個人情報保護などについては、それぞれが責任を負う。

✎ ワンポイント

指定管理者制度について

平成15年9月の地方自治法改正により、公の施設の管理運営に指定管理者制度が導入されました。

これにより、県などの地方公共団体が設置した公の施設の管理運営を、設置者以外の民間法人等に行わせることができる範囲が大幅に拡大されました。

	管理委託制度《改正前》	指定管理者制度《改正後》
管理運営主体	公共団体、公共的団体、一定の要件を満たす設置者の出資法人等	民間事業者を含む幅広い団体（個人は除く。）
施設の利用許可権限	設置者にあり、管理受託者にはない。	指定管理者に権限がある。
契約関係	委託契約	協定 (委託関係を伴う場合もあるが、指定そのものは地方自治法上の「契約」ではない。)

個々の施設について、どのような対象範囲から指定管理者を選定するかは、その施設の設置目的等により個別に決定されますが、能力のあるNPOが選定対象となり得る機会は少なくないはずです。

岡山県の公の施設で最初に指定管理者制度が導入されたのは平成16年の岡山県おかやま旧日銀ホール条例です。この条例に基づく指定管理者募集のときは、応募団体の種類に制限を設けずに公募した結果、県内のNPO法人が選定されています。)

(3) 相手方の選定

NPOの実態は千差万別であり、効果的な協働を行うためには、互いに最適の相手方を選ぶ必要があります。

選定の際に基準となる一般的な検討項目の例としては、次のようなものが挙げられます。

ただし、これらはあくまでも例示であり、実際の選定に当たっては、具体的な事業の目的や性質等によって、その他の要件も含めて適切に取捨選択してください。

活動内容（活動実績）

- ・ NPOのミッション（目的とする社会貢献活動）は何か、これまでに実際に行ってきた事業はどんな内容のものか。
- ・ 今回計画している協働事業に関連する分野で事業を行った経験はあるか、あるとすればどんな実績を上げてきたか。
- ・ 県やその他の行政機関との協働経験はあるか。

上記のうち、行政機関との協働経験の有無は参考程度にとどめるべきですが、それ以外は、協働の種類を問わず、相手方と成り得るNPOの検討に当たって重要な判断材料になります。

事業実施能力

- ・ NPO側から提案された事業計画に基づいて協働事業を行おうとする場合、計画されている実施内容や収支予算が、客観的に見て妥当と言えるものかどうか。
- ・ 事業計画の中に、先駆性、専門性、柔軟性、個別性、機動性などといったNPOの特性が反映されているか、また、そのミッションや実績なども考慮に入れて、そうした特性を生かした事業実施が期待できるか。
- ・ 協働事業の対象となっている層や地域のニーズを十分把握した計画となっているか。

財政状況

- ・そのNPOの現在までの収支状況は、あまり無理がなく、健全なものと言えるか。（行政機関ほど緻密である必要はないが、大局的に見てバランスが取れていること。）
- ・会計帳簿が事業年度ごとに整備され、監査体制がきちんと運用されているなど、適正な会計処理が行われているか。
- ・主たる目的とする社会貢献活動以外の収益事業等を行っているNPOの場合、その会計の経理状況はどうか。

上記の2つの項目は、主として県からの委託や共催、補助金に係る事業など、県費を支出し、対象となる県民への影響も大きい協働事業の場合に必要な判断材料です。

県の設置する委員会への参画など、NPOの負担する責任が比較的軽い協働形態では、あまり適用する場面はありません。

組織・運営体制

- ・会員数はいくらか、NPOの運営への参画状況はどうか。
- ・役員体制（構成メンバー、役員会開催状況、責任分担、常勤役員など）はどうか。
- ・役員以外の職員、事務局スタッフの状況はどうか。
（常勤・非常勤、有給・無給の別、また、協力を得られるボランティアの数など）
- ・法人格を持つNPOの場合、法令等で必要とされている所轄庁への報告や登記等の状況はどうか。

どんな協働形態にあっても、相手方となるNPOの性格を知る上で重要な判断材料になります。ただ、どこまで詳しい資料を求めるかは、協働事業の種類や規模によって個々に判断するのが適当です。

その他

(N P Oとして不適格)

- ・暴力団の影響下にある団体
- ・社会的に好ましくない活動（悪徳商法など）に関わる団体（県との協働形態が限定される）
- ・宗教活動を行っている団体
- ・政治上の主義主張のための活動を行っている団体

(N P Oとして不適格) : このような事実が判明した場合は、協働関係に入れないことはもとより、県の監督処分の対象ともなりますので、速やかに県民生活課へ連絡してください。

(県との協働形態が限定される) : N P Oがこれらの活動を「主として」行うのでなければ、直ちに不適格とはなりません、県との協働は慎重に行う必要があります。

選定の方法については、複数のパートナー候補者が想定される場合、公平性・透明性を確保するため、公募によることが望ましいと考えられます。

また、協働相手を、県のみ判断ではなく、第三者を加えた審査会等に諮って決定すれば、より公平性・透明性が高くなります。

実際には、実施に急を要する事業、公金支出を伴わない、あるいは事業費が少額の事業など、公募や第三者審査に適していないものもありますが、そういう事業であっても、できるだけ選定の基準や結果を積極的に公表し、県民の判断を仰ぐことが妥当です。

5 協働事業の評価

最近、そして今後の県行政を考える上で、民間企業の経営理念や手法を行政の現場にとり入れ、行政の効率化・活性化を目指すニュー・パブリック・マネジメントは欠かせないものです。

「新世紀おかやま夢づくりプラン」をはじめ、多くの県計画で、そうした考え方に立って進行管理にPDS（PLAN - DO - SEE）システムが採用されていますが、中でも「SEE（評価）」の部分は、行政職員にとってはようやく浸透しつつある視点であり、最も重要な要素となります。

協働の現場において、「評価」をどのように位置づけ、実施していくかが、協働を成功させる鍵とも言えます。

(1) 評価のあり方

PLAN - DO - SEEのマネジメント・サイクルにおける「SEE（評価）」の目的は、次のPLAN DO...へと事業内容を高めていくことです。

そのためには、「評価とは、問題点や課題を洗い出して、改善につなげるもの」という認識を共有する必要があります。

問題点や課題が発見されれば、事業そのものの価値が失われると考えて、評価に消極的になったりするのは、評価のフィードバックに不慣れなための誤解からくるものです。

(2) 評価の方法

この手引きでは、協働事業の評価について次のような点に留意することとします。

評価は、原則として年度ごとに行う。公の施設の管理など、同じ相手との協働関係が複数年度にわたる場合であっても、年度ごとに中間評価を行うことによって、タイムリーな改善と、透明性の確保につながる。

評価は、協働事業ごとにあらかじめ設定した項目（ ）について、協働の当事者（県職員とNPO）の双方がそれぞれの視点から行い、事業の終了時には必ず、また、事業の実施中でも必要があれば随時、互いの評価結果を話し合う場を設けるものとする。

必要に応じて、第三者の評価も受けるものとする。

また、協働事業の性質上可能な場合は、その事業の直接の受益者からの評価も受けるよう努める。

評価に当たっては、協働により実施した事業が期待どおりの成果を上げられたかどうかと、協働という手法が、目的共有・対等・相互理解・情報公開の原則に沿って適切に遂行できたかどうかという二つの面に分けて行う。

評価の手法としては、担当者の主観的な判定だけでなく、可能な限り数量化した・客観的な指標を使用するよう努める。

評価結果は、一般に公開するものとする。

ワンポイント

第三者による評価について

協働事業の評価は、改善のためのものですから、その事業に携わった行政とNPOとの両者が行い、評価結果を取り交わして話し合うのが必要不可欠の手順です。

双方の評価が完全に一致する必要はありませんが、協議しても相手方の評価に納得できない場合は、中間的なNPO支援団体や学識経験者の意見を求める必要があるでしょう。

また、評価結果を公開することで、当事者だけのお手盛りの評価にとどまることを防止できます。

しかし、それだけでは客観性が足りないとして、はじめから第三者による評価を加えるべきだとする意見もあります。

協働事業の規模や性格によっては、第三者や、第三者を交えた評価委員会等の評価を受けることも有益かも知れません。

(評価項目の参考例)

項 目	評 価
<p>【協働事業の成果に関する評価】</p> <p>事業の目標設定は適切だったか</p> <p>予定どおり目標が達成できたか</p> <p>協働の形態として、_____ を採用したのは適切だったか</p> <p>N P O の特性が十分発揮されたか</p> <p>行政コストの低減又はサービスの向上が図られたか</p> <p>事業効果に見合うコストとなっているか</p> <p>相乗効果又は波及効果が得られたか</p>	<p>3 ・ 2 ・ 1</p> <p>3 ・ 2 ・ 1</p> <p>3 ・ 2 ・ 1</p> <p>3 ・ 2 ・ 1</p> <p>3 ・ 2 ・ 1</p> <p>3 ・ 2 ・ 1</p> <p>3 ・ 2 ・ 1</p>
<p>【協働の原則遵守に関する評価】</p> <p>目的を共有できたか</p> <p>対等の立場を尊重したか (尊重されたか)</p> <p>役割分担や責任の所在は明確かつ適正だったか</p> <p>事業開始前に相互理解のための十分な話し合いや情報交換を行ったか</p> <p>事業実施中に十分な話し合いや情報交換を行ったか</p> <p>協働事業に参加する機会は、合理的な範囲内で、多くのN P O に開かれていたか</p> <p>協働の相手方の選定基準等は、あらかじめ公開されていたか</p>	<p>3 ・ 2 ・ 1</p> <p>3 ・ 2 ・ 1</p> <p>3 ・ 2 ・ 1</p> <p>3 ・ 2 ・ 1</p> <p>3 ・ 2 ・ 1</p> <p>3 ・ 2 ・ 1</p> <p>3 ・ 2 ・ 1</p>
<p>【総合評価】</p>	<p>3 ・ 2 ・ 1</p>
<p>【今後へ向けての課題、提案等】</p>	

(評価) 3 : 十分充足 2 : 多少課題はあったが概ね充足 1 : 不足
 ・ 各項目について、判定の根拠となる数値等をできる限り添付すること。

協働を促進するための環境整備について

1 全庁的な協働体制の構築

(1) ボランティア・NPO協働推進庁内連絡会議

岡山県では、パートナーシップ社会の構築に向けて、ボランティア・NPOとの協働に係る施策を総合的に推進するため、平成16年度から「ボランティア・NPO協働推進庁内連絡会議」を設置しています。

これは、生活環境部次長を議長とし、県庁内各部局の主管課長を委員とする合議体で、今後、各部局で行われるボランティア・NPOとの協働事業が、重複したり矛盾したりといったことのないよう、情報の共有や調整を行う役割を持っています。

(2) 県民生活課

県庁の中で、生活環境部県民生活課（パートナーシップ企画班）は、県民の社会貢献活動の支援と、NPO法人に関する事務を所管しています。

現在、県とNPOとの協働事業は、各部局ごとに実施されており、今後とも、各事業の実施体制は変わりません。

ただし、この手引きの普及、NPOとの協働に係る県職員の意識啓発、県と協働したいが担当課がわからない場合などの相談等については、県民生活課が一括して窓口となります。

(3) 県民局

また、県では、生活圏の広域化、高度情報化、分権型社会への移行、市町村合併の進展などといった状況の変化を踏まえ、昭和49年以来続いてきた地方振興局制度を見直し、平成17年度から、広域的な地域の総合出先機関として、県内3箇所に「県民局」を再編整備します。

新たな県民局に予定されている重要な機能の一つとして、市町村との連携、NPOや地域住民などとの協働による地域のプロデューサー機能が挙げられます。

このうち、NPOとの協働については、庁内連絡会議や県民生活課と連携しながら、地域における進展・定着を目指します。

2 ボランティア・NPO活動への支援

前章で述べたように、県とNPOとは、公益の実現という目的を共有する対等のパートナーとして、互いに理解し協力し合うことが、協働の基本原則となっています。

立場の対等性とは、組織の大小や財政規模の問題ではありません。とはいうものの、岡山県の現状を見る限り、新たな市民社会における対等のパートナーシップを推進するには、まず、NPO全体のエンパワーメントが必要と思われます。

そのためには、NPO自身の努力はもちろんですが、県や市町村も、自立しようとするNPOを支援する体制や施策が必要です。

(1) 岡山県の取組状況

岡山県では、平成12年10月に策定した「岡山県ボランティア・NPO活動の促進に関する基本指針」、平成13年3月施行の「岡山県社会貢献活動の促進に関する条例」等に基づいて、ボランティア・NPO活動の促進のための環境づくり、NPO法人に対する県税の減免など、間接的、側面的支援を行ってきました。

平成16年度においては、次のような施策に取り組んでいます。

ホームページ「NPOをしようネット」の運用

情報誌「ボランピオ」の発行

人材育成のための研修会の開催

おかやまボランティア・NPO活動支援センター「ゆうあいプラザ」の運営助成

提案公募型事業「パートナーシップ推進事業」の実施

(2) 岡山県ボランティア・NPO活動支援センター（仮称）

県では、県内全域のボランティア・NPOをはじめ、県民の方々の社会貢献活動を支援するため、平成17年9月のオープンに向けて、「岡山県ボランティア・NPO活動支援センター（仮称）」を整備しているところです。

このセンターは、ボランティア・NPO関係者はもとより、広く県民、企業、行政関係者などが気軽に集い、交流・連携できるネットワークの拠点として、また、ボランティア・NPOに関する情報発信拠点として、多様な機能を備えるものとする予定です。

【新センターの概要】

場 所 岡山市南方二丁目 1 3 - 1 旧国立岡山病院跡地
 新総合福祉・ボランティア・NPO会館（仮称）2 F
 アクセス JR岡山駅より徒歩約 1 5 分
 面 積 敷地面積 17,546 m²， 新会館延床面積 19,096 m²
 うちボランティア・NPO活動支援センター 1,171 m²

整備する機能	施設及び設備	面 積
情報提供機能	情報提供スペース	1 6 8 m ²
相談機能	相談スペース	
普及啓発機能	研修室	3 7 1 m ²
人材育成機能		
貸事務所的機能	会議室	
	貸事務所的スペース	1 4 8 m ²
	貸ロッカー	2 7 m ²
ネットワーク機能	交流スペース	2 3 7 m ²
作業などの物的支援機能	作業スペース	6 1 m ²
その他	管理運営事務所等	1 5 9 m ²
計		1 , 1 7 1 m ²

3 多様な主体との協働

この手引きでは、今後の市民社会の核と言われ、新しい形の「公共」の担い手として注目されているNPOを直接の対象として、県との協働を考えてきました。

しかしながら、「新世紀おかやま夢づくりプラン」では、より幅広い主体を結んでの、より緩やかな協働を提唱しています。

NPO以外の様々な主体との「協働」においては、ここで述べたような原則や定義は、そのまま適用することにはならないかも知れません。それでも、「新しい公共性」、「相互理解の原則」など、広く応用できる概念は、この手引きの中にも多く含まれています。

岡山県とNPOとの協働をはじめとして、県内に豊かで多様な「協働」が広がり、真の意味でのパートナーシップ社会が花開くことを心から期待して、結びとします。

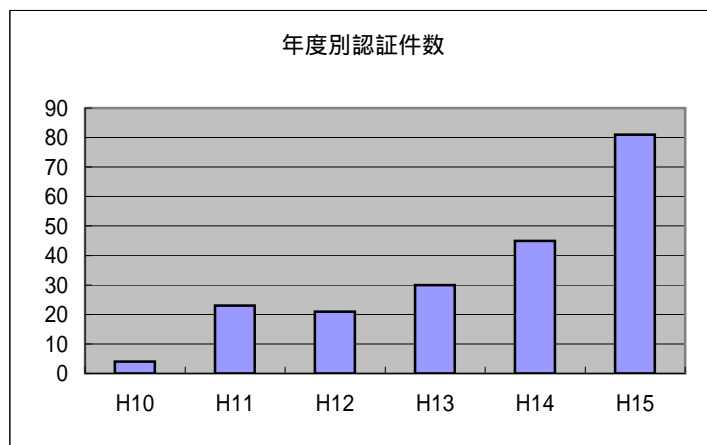
岡山県内のNPO法人

資料1

認証件数(県認証分)

(H16.12.31)

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
件数	4	23	21	30	45	81	35
累計	4	27	48	78	123	204	239
					解散等法人数		11
					現在法人数		228



(その他岡山県内に事務所を有する内閣府認証法人数)36

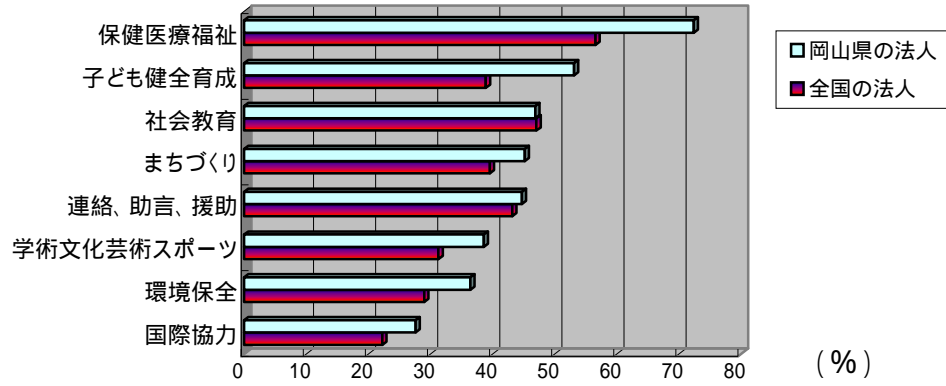
定款に記載された特定非営利活動の種類(複数回答)

(H16.12.30)

定款に掲げる活動の種類	県内法人	割合(%)	全国法人	割合(%)
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	165	72.4	11,298	56.6
社会教育の推進を図る活動	107	46.9	9,395	47.1
まちづくりの推進を図る活動	103	45.2	7,898	39.6
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	88	38.6	6,247	31.3
環境の保全を図る活動	83	36.4	5,789	29.0
災害救援活動	28	12.3	1,309	6.6
地域安全活動	36	15.8	1,762	8.8
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	57	25.0	3,063	15.3
国際協力の活動	63	27.6	4,445	22.3
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	47	20.6	1,831	9.2
子どもの健全育成を図る活動	121	53.1	7,770	38.9
情報化社会の発展を図る活動	16	7.0	1,106	5.5
科学技術の振興を図る活動	9	3.9	554	2.8
経済活動の活性化を図る活動	15	6.6	1,436	7.2
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	25	11.0	1,702	8.5
消費者の保護を図る活動	11	4.8	628	3.2
前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	102	44.7	8,614	43.2
合計(複数目的掲げる法人があるため実法人数を超え)	1,076	471.9	74,847	374.9

実法人数 = 県認証228、全国19,963

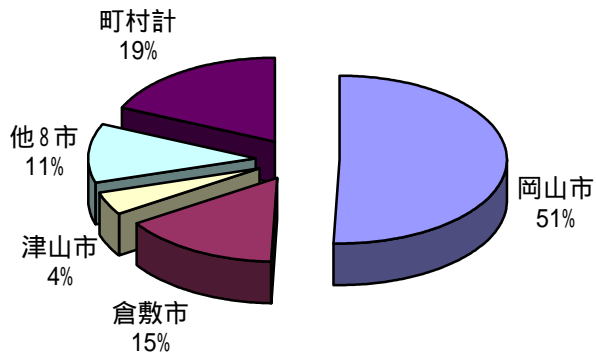
割合の高い活動種類(上位8種)



主たる事務所の所在地(H16.12.31)

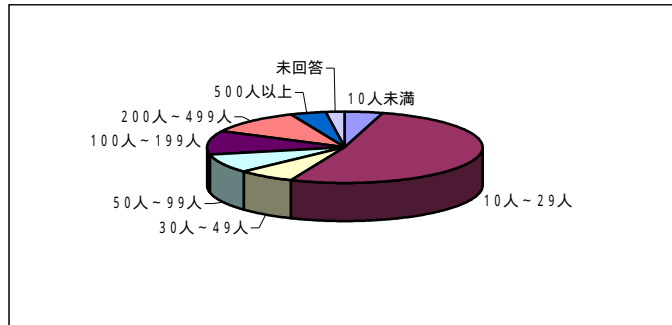
市町村名	法人数
岡山市	115
倉敷市	35
津山市	10
玉野市	8
笠岡市	3
井原市	2
総社市	7
新見市	2
備前市	3
瀬戸内市	1
市計	186
御津町	2
吉備中央町	1
瀬戸町	2
山陽町	7
熊山町	1
日生町	1
佐伯町	1
津山市	2
早島町	2
清音村	1
船穂村	1
金光町	1
寄島町	2
里庄町	1
真備町	3
北房町	1
落合町	2
久世町	1
川上村	1
加茂町	1
奥津町	1
勝央町	2
勝美町	1
勝北町	1
美作町	1
中津町	1
柵原村	1
町計	42
合計	228

主たる事務所の所在地別の法人割合



県内NPO法人アンケート調査結果(平成15年度・地方自治研究会)より抜粋
回答法人数 46

会員規模別	法人数	割合(%)
10人未満	2	4.3
10人～29人	24	52.2
30人～49人	3	6.5
50人～99人	4	8.7
100人～199人	5	10.9
200人～499人	5	10.9
500人以上	2	4.3
未回答	1	2.2
合計	46	100.0



役員及び職員等の状況

役員数	法人数	割合(%)
5人未満	13	28.3
5人～10人	21	45.7
11人～15人	7	15.2
16人以上	5	10.9
合計	46	100.0
平均役員数	8.9人	

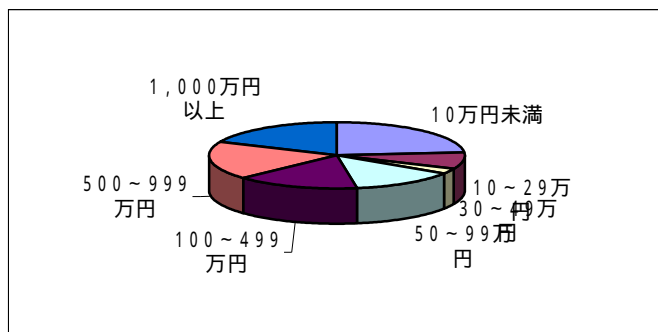
職員等の合計数	法人数	割合(%)
0人	7	15.2
1人～4人	22	47.8
5人～10人	10	21.7
11人～15人	3	6.5
16人以上	4	8.7
合計	46	100.0
平均職員等数	6.4人	

職員・スタッフ等の内訳

常勤職員	法人数	割合(%)	非常勤職員	法人数	割合(%)	その他	法人数	割合(%)
0人	17	37.0	0人	23	50.0	0人	38	82.6
1人	8	17.4	1人	10	21.7	1人	0	0.0
2～3人	15	32.6	2～3人	4	8.7	2～3人	1	2.2
4人以上	6	13.0	4人以上	9	19.6	4人以上	7	15.2
平均常勤職員数	1.9人		平均非常勤職員数	1.5人		平均その他職員数	3.0人	

財政規模別(平成14年度)

年間収入額	法人数	割合(%)
10万円未満	9	23.7
10～29万円	3	7.9
30～49万円	1	2.6
50～99万円	5	13.2
100～499万円	6	15.8
500～999万円	7	18.4
1,000万円以上	7	18.4
合計	38	100.0
未回答	8	



岡山県内の「NPO」(広義)

(H16.12.31)

NPO法人	228	
ボランティア・NPO(NPO法人以	1,200	推計値
社団法人	183	
財団法人	239	
社会福祉法人	363	
学校法人	67	
宗教法人	3,694	
医療法人	833	
計	6,807	推計値含む。

評価シート記入例（表）

【事業名】 研修交流事業

項 目	評 価
【協働事業の成果に関する評価】 事業の目標設定は適切だったか 予定どおり目標が達成できたか 協働の形態として、 <u>補助</u> を採用したのは適切だったか N P O の特性が十分発揮されたか 行政コストの低減又はサービスの向上が図られたか 事業効果に見合うコストとなっているか 相乗効果又は波及効果が得られたか	(3) ・ 2 ・ 1 3 ・ (2) ・ 1 (3) ・ 2 ・ 1 (3) ・ 2 ・ 1 3 ・ (2) ・ 1 3 ・ (2) ・ 1
【協働の原則遵守に関する評価】 目的を共有できたか 対等の立場を尊重したか（尊重されたか） 役割分担や責任の所在は明確かつ適正だったか 事業開始前に相互理解のための十分な話し合いや情報交換を行ったか 事業実施中に十分な話し合いや情報交換を行ったか 協働事業に参加する機会は、合理的な範囲内で、多くの N P O に開かれていたか 協働の相手方の選定基準等は、あらかじめ公開されていたか	(3) ・ 2 ・ 1 3 ・ (2) ・ 1 3 ・ (2) ・ 1 3 ・ (2) ・ 1 (3) ・ 2 ・ 1 (3) ・ 2 ・ 1 3 ・ (2) ・ 1
【総合評価】	3 ・ (2) ・ 1
【今後へ向けての課題、提案等】 ・ 参加者には好評だったが、一部予定外のコストがかかり、事業費全体としては計画を超過した（補助金は上限があるので N P O の持ち出し）。 ・ 事前に十分話し合ったつもりだったが、補助対象経費に含まれる範囲について互いの理解にずれがあったことに、精算の段階で初めて気が付いた。 （ N P O ） 行政用語は特殊なのでもっと詳しく説明してほしい。 （ 行政 ） 「（ 経費は ） それで間に合うと思います」と言われたのでしつこく言わなかった。わからないことはわからないと言ってほしい。 ・ 相手方の選定基準は公開されていたが、やや抽象的だった。	

（評価） 3：十分充足 2：多少課題はあったが概ね充足 1：不足
 ・ 各項目について、判定の根拠となる数値等をできる限り添付すること。

評価シート記入例（裏）

【事業評価】

目標設定：研修対象者（県登録者） 名のうち、少なくとも過半数（できれば3分の2以上）が参加し、×××について新しい知識を身につけること。

実施結果：・ 名（登録者の6割）が参加

- ・研修後のアンケートで、
×××がわかった・・・85%
よくわからなかった・・・9%
既に知っていた・・・6%

NPOの特性：ネットワークを生かして、あまり有名ではないが優秀な講師を発掘できた。

- ・講師がよかったとするアンケート回答 名参加者のため、託児の有償ボランティアを配置。
- ・託児利用者 名

・ 事業費： , , 円

（うち県補助金 , , 円）

昨年度事業費（県直接実施） , , 円

” 参加者 登録者の5割

波及効果：参加者の中から自主的に交流会を続けたいという希望が続出し、NPOが連絡所となって開催することとなった。

【協働評価】

補助事業者の公募：募集期間 月 日から1ヶ月間

応募資格 県内に事務所を有するNPO

応募団体 3団体

選定団体 1団体

選定方法 第三者を交えた審査会で選定

（注）評価に使われる指標には、アウトカム指標（県で言えば県民生活や地域社会に及ぼす変化・影響を示すもの）と、それ以外のアウトプット指標があります。たとえば、「研修参加者数」はアウトプット指標であり、「新知識の向上」はアウトカム指標です。評価シートでは、できるだけアウトカム指標を使うよう努めてください。

岡山県ボランティア・NPO協働推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 パートナーシップ社会の構築に向けて、行政、ボランティア・NPO等の協働を推進するための具体的な方策を検討することを目的として、岡山県ボランティア・NPO協働推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) ボランティア・NPOと行政の協働推進マニュアル(案)の策定に関すること
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内で構成する。

(委嘱等)

第4条 委員は、学識経験者、ボランティア・NPO活動の実践者(公募による者を含む)、民間企業関係者、行政関係者等から、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成17年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見聴取)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて関係者から意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活環境部県民生活課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

岡山県ボランティア・NPO協働推進委員会委員

区 分	氏 名	所 属
学識経験者 (2名)	塚田 健二	吉備国際大学 社会福祉学部 福祉ボランティア学科 教授
	保住 芳美	川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科 助教授
ボランティア・ NPO関係者 (4名)	米良 重徳	特定非営利活動法人岡山NPOセンター 代表理事
	山本 茂樹	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 岡山県ボランティア・市民活動支援センター 副所長
	湊 成巳 (公募委員)	特定非営利活動法人ふれあいサポートちゃていず 会員
	東 美希 (公募委員)	所属団体 なし (元 (社)日本青年奉仕協会スタッフ)
岡 山 県 (1名)	森脇 正己	岡山県 生活環境部 県民生活課長
合 計 (7名)		

「岡山県とNPOとの協働の手引き」の策定プロセスについて

「岡山県ボランティア・NPO協働推進委員会」の設置

4/27 ~ 5/18	公募委員 2 名の募集
6/3	委員の委嘱（7名） 委員会立ち上げ

委員会の開催

6/3	第 1 回	策定の目的 進行方針協議 全体構成の検討
7/7	第 2 回	構成及び内容の検討 (骨格、NPOの定義、協働の基本原則)
8/25	第 3 回	内容の検討 (前回の整理、協働への課題、協働事業の進め方)
9/24	第 4 回	内容の検討 (前回までの整理、協働への課題まとめ、協働事業の評価、協働への背景等)
11/12	第 5 回	素案の成文化

意見募集等

11/25 ~ 12/24	パブリック・コメント
2月	策定

「パートナーシップ推進事業」募集要項

1 趣旨

「パートナーシップ社会の構築（ ）」を進めるため、ボランティア・NPO（以下「NPO等」という。）と岡山県（以下「県」という。）との協働のモデル事業として、NPO等の先駆的な発想や専門性を活かし、県が委託して実施するにふさわしい事業の企画提案を募集するものです。

（詳しくは「新世紀おかやま夢づくりプラン」を御参照ください。）

2 募集事業

募集する事業のテーマは、次の3種類です。

- (1) ユニバーサルデザインのまちづくり
- (2) ドメスティック・バイオレンス（DV）又は高齢者虐待の防止と被害者の支援
- (3) フリーテーマ（NPO等からの斬新な提案をお待ちしています。）

なお、事業内容は、1の趣旨に沿ったものとしますが、特に次の点に注意してください。

- (1) 事業の効果が県民に広く還元されるものであること。
- (2) 当該事業について、国・県・市町村又はその他の団体等から補助金等を受けないこと。
- (3) 1事業当たりの事業費は、100万円を限度とし、NPO等の恒常的な運営経費は含まれないこと。

3 応募資格

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動を行っているNPO等（法人格の有無は問いません。）であって、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 県内に事務所を有し、県内を中心に活動していること。
- (2) 団体としての活動期間が2年以上継続していること。（法人の認証を受ける前に任意団体としての活動期間がある特定非営利活動法人にあっては、その期間を含めて算定してください。）
- (3) 組織の運営に関する明文の規則（会則、定款等）を有すること。
- (4) 総会に参加する等、実質的に組織の運営に関わる会員が10名以上存在すること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。

4 応募方法等

- (1) 応募方法 応募申込書及び事業計画書（別添様式）に必要な添付資料を添えて、持参又は郵送してください。
（申込書等の様式は、県庁県民生活課、各地方振興局県民環境課に置いてあるほか、県庁のホームページからもダウンロードできます。アドレス：
<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/kenmin/kenmin.htm>）
- (2) 応募先 〒700-8570
岡山市内山下2-4-6
岡山県生活環境部県民生活課パートナーシップ企画班
（岡山県庁8階）
- (3) 募集期間 平成16年6月15日（火）～7月15日（木）
（当日消印有効）
- (4) 募集説明会（参加自由・参加者は事前連絡のこと）
日時：平成16年6月17日（木）19:00～20:00
場所：おかやまボランティア・NPO活動支援センター
「ゆうあいプラザ」3階会議室
（岡山市出石町1-1-101 ☎086(231)0532）
連絡先：県民生活課パートナーシップ企画班
（☎086(226)7287 FAX.086(233)7677 E-mail:kenmin@pref.okayama.jp）

5 選定等

募集終了後に設置する審査会に諮った上で、平成16年12月までに3事業程度を内定し、応募NPO等に採否結果を通知します。ただし、最終決定及び委託契約は、平成17年度県予算の成立後、当該予算の範囲内で行います。

なお、応募NPO等に対しては、必要に応じて追加資料を求め、あるいは事業の説明に来ていただく場合があります。

(様式 1)

年 月 日

平成 1 6 年度「パートナーシップ推進事業」応募申込書

岡山県知事 石井正弘 殿

(所在地)

(団体名)

(代表者名)

印

このことについて、次の事業を提案したいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

(応募テーマの区分)

(提案事業名)

(添付書類)

1 事業計画書 (様式 2)

2 参考資料 (様式自由)

団体の会則

役員名簿

会員名簿(1 0 名を超える分は省略しても可)

団体としての活動歴

・ 設立時期

・ これまでの活動 (内容、規模、時期等)

(様式 2)

事 業 (事業の名称) 計 画 書

1 事業の目的

2 事業の概要 (事業内容、実施方法等の概略)

3 期待される効果

4 実施スケジュール（平成17年度に実施する事業として計画）

実施時期(又は日)	実施内容	実施場所

5 収支計画（提案事業のみの収支）

(1) 収入

(単位：円)

科目	金額	積算内訳
県委託料		
その他 (具体的に)		
計		

(2) 支出

(単位：円)

科目	金額	積算内訳
謝金		
賃金		
旅費		
通信運搬費		
印刷製本費		
消耗品費		
使用料・賃借料		
燃料費		
保険料		
その他 (具体的に)		
計		

注：いずれの様式についても、各記入欄のスペースが足りない場合は適宜ページを追加又は別紙として添付してください。